

お問い合わせ前に、[Q&A①](#)、[Q&A②](#)も御覧ください。

●よくあるお問い合わせ

- ・「中小企業診断士登録証」は、到着日（必着）の翌々月の中～下旬を目処に、申請書の「自宅住所」宛てに簡易書留郵便で郵送します。  
なお、登録証の交付があるまでの間は「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」第9条の規定により、従前の登録はその有効期間の終了後も効力を有することとされています。また、更新登録がなされたときは、その登録の有効期間は従前の有効期限から継続されます。
- ・毎月申請件数は多数にのぼります。受付後は、追加や修正の必要がある方のみ、申請書の「自宅住所」又は「勤務先」に記載の電話番号等に御連絡します。  
そのため、連絡の付く電話番号を記載してください。  
申請書送付後、中小企業庁から連絡が無い方は、登録証到着までお待ちください。
- ・手続き中の登録の証明書等は発行しておりません。  
他の手続きのために必要な場合は、その機関から直接、中小企業診断士お問い合わせ専用ダイヤル（03-3501-5801 平日 9:30-12:00、13:00-17:00）に電話で確認して頂くことで、対応して頂くようお願いいたします。
- ・実務従事は、1日に複数社に対し行ったとしても、1日としてカウントします。  
そのため、[様式第18～第21](#)は実施日に重複がないかの確認を行います（[Q&A② A4-3](#)を御覧ください）。  
証明書の余白や様式の別紙として、全ての実施日を記載してください。
- ・個人事業主を対象に診断助言を行い、様式18や様式19に記載する場合は、屋号を記載するか、個人名を記載する場合は業種を併せて記載してください。  
[Q&A② A5-3](#)を御覧ください
- ・申請書（[様式第1～第8](#)）に、申請者の押印は必要ありません。  
古い様式をお持ちの方は、現在の[様式](#)をご使用ください。
- ・診断助言業務実績証明書（[様式第18及び第19](#)）の代表者の代表印については、[Q&A② Q6](#)を御覧ください。  
なお、電子印は認めておりません。
- ・診断助言業務実績証明書の受診企業名を匿名にすることはできません。  
[Q&A② Q8](#)を御覧ください。

- ・申請書や修了証書、証明書等は、原本を送付してください。
- ・更新時期等の前に、更新の案内等を行っていません。  
更新等に必要な専門知識補充要件や実務要件を、計画的に進め、申請してください。
- ・登録証をお持ちの方は、登録証送付時に同封の「中小企業診断士の各種申請・届出の手引き及びQ & A」も併せて御確認ください。
- ・「中小企業診断士登録申請書（様式第1）」等、[様式第1～第8](#)までの申請書の、右上の「氏名」の後ろには、御本人の印鑑は必要ありません。  
古い様式をお持ちの方は、新しい[様式](#)を御確認ください。
- ・更新、再登録、休止、消除の申請の際お送り頂く「中小企業診断士登録証」は、コピーではなく登録証そのものを、同封してください。

（令和5年6月6日追記）

- ・実務従事の対象となる窓口相談業務は「経営に関する窓口相談業務」であり、補助金や助成金等に関する窓口相談業務は対象外です。
- ・実務従事について、養成課程（中小企業大学校）において実習の指導を行った場合は、「Q & A②」A4-1⑤のとおり、「様式第21」を使用してください。